

地域伝統芸能を育成するための補助金をご活用ください。

魚沼市では、地域における伝統的な文化芸能の保存活用、地域振興の促進を図るため、伝統文化育成を行う事業に対し助成する制度があります。

対象となる経費は、

指定文化財、各地域が伝承する民俗芸能で後世に残すことが必要と認められる伝統行事や芸能で

伝統文化芸能等の育成及び普及活動の推進、活用又は保護に要する経費のうち

1. 講師料
2. 衣裳費
3. 舞台道具
4. 衣裳箱及び道具格納庫
5. その他市長が認めるもの（助成対象となるかを個別に判断します）

以上が対象となり、2分の1以内の額(千円未満は切り捨て)を予算の範囲内で交付します。

申請者は、市税等を滞納していないことが条件となりますので、市税等の未納がないことを証明する納税証明（税務課等の窓口にある手書き用納税証明様式）が必要です。

別紙、記入例を参考に伝統芸能育成事業補助金申請書に記入し、伝統文化芸能等の概要がわかる書類、補助金を受けようとする事業の計画、収支などの関係書類を添付し、魚沼市教育委員会事務局生涯学習課まで申請してください。

お問合せ先 〒946-8601
魚沼市小出島 910 番地 魚沼市教育委員会事務局生涯学習課
電話 025-793-7480
FAX 025-792-1261
Email syogaigakusy@city.uonuma.lg.jp